

神奈川県知的障害者施設保護者会連合会ニュース



発行人 神奈川県知的障害者施設保護者会連合会会長 岩本邦雄
編集 神奈川県知的障害者施設保護者会連合会広報部会
発行所 〒235-0021 横浜市磯子区岡村3-15-14 岩本邦雄方
神奈川県知的障害者施設保護者会連合会事務局 TEL&FAX 045-751-1010

全施連社員総会報告

6月11日(火)～12日(水)大阪チサンホテルで開催されました。初日は総会議案についての社員総会の審議と引き続きデスマーク視察の報告があり、2日目は冒頭に本年度の北海道大会の説明と参加要請、平成26年度大会開催予定の愛知県から準備状況の報告の後、フリートーキングが行われ、12時に解散となりました。神奈川県知的障害者施設保護者会連合会からは岩本全施連副理事長と代議員一名(大矢、杉山昌)出席しました。

1. 第1号議案
平成24年度事業報告に関する件
平成24年度の事業報告では、障害者差別禁止法に対して全施連は意見書等を提出し差別禁止法の早期法制化などを訴えた。また、各都道府県単位で地方議会に意見書、要望書、請願書等有効だと思われることを実行してきた。また全施連の組織拡大に向けての活動を行ってきた。その結果として岐阜県連を立ち上げることが出来た。その他、大分県での全国大会、義援金活動、国政への請願・要望活動、各ブロック活動、JD(日本障害者協会)の活動への積極的参加等の報告があり、報告は原案通り承認された。

2. 第2号議案
決算報告では、次年度以降にはこのままの会費の状況では全施連の活動に支障を来すことが予想されるという切実な課題がある事が報告された。質疑応答の中で、会費値上げに關して各県連によっては既に対応できる県とすくには対応出来ない県もあった。会費値上げに対して具体的な対策を講じている県連もあり、対応にはかなり差があった。今後会費の改定だけでなく、積極的に賛助会員や個人会員を開拓したり、各家族に一人100円程度の力などを募ったりすることで対応していく等、幅広い対応策が必要との議論が出た。今後具体的な対応案を理事会にて議論して、結論を出すことにした。また、予算はあるのに事務局人件費が残った件について、予算枠までは使いつつ切つてよいのではとの意見もあった。審議の結果、決算報告は原案通りに承認された。

3. 第3号議案
①障害者総合支援法に対して、全施連がこれまで主張してきた「親亡き後」「入所施設の重要性」等を実現するため、3年後の見直しに向けて、同法の根幹にある問題を解決できるよう取り組む。
②全施連の要望主張に賛同・理解する政治家をさらに増やしていく。
③全施連が作成した「家族が求める暮らしたい方」親の思いを社会に届けたいとの提言を活用し国会議員や地方議会議員等に訴えていく。
④全施連活動のさらなる拡大へ取り組み等の方針が提案された。
この提案に対して、各県連から意見が多数出た。
幾つか意見を紹介すると。
◇福岡・終の住処について各関係方面と協議している。
◇島根・県連主催の研修会に育成会等の県内の親の会員にも参加を呼びかけている。
◇山口・親の会の中には地域移行に關して福祉協会を非難しているところもある。入所施設は親亡き後には必要であり、通所利用者もいずれば入所施設が必要になる。その必要性を広く社会に訴えて行くべきだ。
◇茨城・茨城は施設の半数近くは家族会がない。成年後見制度に關して後見人は幅が広くトラブルが多く発生している。
◇由岐理事長・全国規模の親の会や障害団体に加盟していない家族会が多い。福祉がどの方向に進んでいるのか判っていない状況にある。また親の会も若い会員が少なくなっており、そのため全国組織の国へ訴える力を弱くしている。親・兄弟姉妹等幅広い声を結集して、国に伝えて行かないといけない。
日本は障害別にばらばらであり、全国的にひとつにまとまっていないので国に訴える力が弱くなっている。これから全施連はその役割を果たせる団体になるべく努力していきたい。
以上の議論のあと、3号議案は原案通り承認された。

障害のある人たちが病気になったとき、ケガをしたときに備えて
神奈川県知的障害者施設保護者会連合会では、知的障害児者や自閉症児者が病気やケガをしたとき、また、そのために入院したときなどに備え、「やまゆり知的障害児者生活サポート協会」の運営に参加しています。加入資格、その他の詳細は、下記までお問い合わせください。

やまゆり知的障害児者生活サポート協会

〒221-0844 横浜市神奈川区沢渡4-2 神奈川県社会福祉会館内
TEL 045-314-7716 FAX 045-324-0426

4. 第4号議案

平成25年度予算案に関する件

予算は昨年度の予算額より多少少ないが殆ど同じであるとの報告があった。由岐理事長からは会費値上げに関し

ては次回の理事会に提案したい。人件費に関しては予算通り執行するようにしたいとの説明があった。4号議案は原案通り承認された。

研修会 デンマーク視察報告

由岐理事長、南副理事長、木村三規子ひょうごかぞくねつと副会長他、5名で6月1日から9日までデンマークに視察に行ってきた。

以前から交友のあるデンマーク在住の方にプログラムを組んで頂き、視察をした。主にボーフェレケブ（共同生活同居）とボーフォーム（住居形態居住施設）を視察した。

共同生活同居は戸建ての住居で何棟か点在しており、客室もあり、支援員は常駐してない訪問支援である。

住居形態居住施設は一つの建物に数名で住んでおり支援スタッフが常駐している。

デンマークの障害者支援に関する考え方は利用者の意思を最大限に尊重し、本人の意思に反する支援をしてはならないことは日本より徹底している。

1. 利用者の意思を誰も妨げることには出来ない。例えば本人の選択が本人にとって不幸な方向であったなら、不幸にならないように支援をするが最後は本人の意思が尊重される。

極端な例かもしれないが、雨の中を濡れながら歩くのも本人の意思ならそ

れを妨げない。また、本人が食べたいのなら食べさせる。その結果が太ったとしてもそれは本人の選択と考える。基本は自己決定を尊重するという考えだ。

本人の行動に対して安全配慮の義務づけがないとのことなど日本とは事情が違う。多分文化の違いも大きい。

2. デンマークにはあらゆる障がいのある人の団体が一つにまとまっており、国や行政に働きかけられることができる。

3. デンマークは全国を5つのブロックに分けられており、その下に98のコムネ(地方自治体)がある。

あるコムネでは人口の2%の障害者に対して全予算の20%を使って支援している。国家予算の使い方が根本的に日本と異なり、人が生きていくために必要なところに予算を使っている。

4. コムネからお金を借りて家を建て、年金の中から返していくという形で月に約385,900円支給される中から約10,000円の家賃として返金していく形で、食費や電気光熱水費食事代等を支払っても手元に8,000円ほど残る。入所施設の発展形である。

5. 木村氏より

立派な家で、客用ベッドルームもある。身体的障害があっても家の中の移動もリモコンで部屋から部屋への移動も楽にできるので重度でも一人で生活できる。

また知的障害者のテレビ局があり支援を受けながら、誇りを持って、実際に放送電波を流している。今回デンマークを訪問した自分たちも取材された。

フリートーク

フリートークで取り上げられた問題は配置医師についてでした。大きな問題として神奈川県保連理事会ではこれまで取り上げたことがなく神奈川県保連でも確認、対応しなければならぬ問題である。

厚労省から今年の3月29日に各障害福祉関係主管課宛てに出された「平成25年度の指定障害者支援施設に対する指導監督における医師配置の取扱い等について」という通達は平成24年4月から実施することが決められている。

その通達では配置医師は入所施設利用者への初診料、再診料を請求してはいけないということになっている。理由は配置医師(嘱託医)には支援法に基づき支払われている福祉サービス報酬に初診料、再診料は含まれているので医師は2重には請求出来ないことになっているからです。

①問題点
配置医師(嘱託医)の嘱託医契約額が低い場合などでは辞退する可能性がある

る。または嘱託契約額が高騰する。
②厚労省の「保険医が配置医師でない場合については、緊急の場合又は患者の傷病が当該配置医師の専門外にわたるものであるため、特に診療を必要とする場合を除き、それぞれの施設に入所している患者に対してみだりに診療を行ってはならない」という通達がある。他の医師の診察を受けられなくなる恐れがあり、利用者本人が医師を選べることができなくなる。

もし他の医師の診察を受ける場合は全ての医師と嘱託医契約を結ばなければならなくなる。これでは自由診療への選択権が奪われる。人権侵害ではないのか。
福祉協会では、現在は大きな問題にはなっていないが、重要な問題であることは認識している。

そのためある特養では、距離的に遠い医師を配置医師として緊急の場合と理屈で近隣の医院を利用してはいる例もある。

由岐理事長からこの問題に対して、「全施連として、初診料、再診料を請求できないことから嘱託医の辞退や診療拒否等が起きることが考えられることなどから配置基準から外して貰うよう至急要望書を作成する」という提案があり、全会一致で全施連として対応を取ることに賛同した。

その他、全施連の組織活動拡大に関する意見が活発に展開され、最後に北海道大会への積極的参加を呼びかけて大会が終了した。

以上